

## 第 6 8 号議案

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 6 月 1 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 一般廃棄物処理業の許可手数料（第 5 9 条）」を「第 4 章 一般廃棄物処理業の許可手数料（第 5 9 条）」を

第 5 章 生活環境影響調査結果の縦覧等（第 5 9 条の 2 — 第 5 9 条の 7）」に、「第 5 章」を「第 6 章」に、「第 6 章」を「第 7 章」に、「第 7 章」を「第 8 章」に改める。

第 7 章を第 8 章とし、第 6 章を第 7 章とし、第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 生活環境影響調査結果の縦覧等

（縦覧等の対象）

第 5 9 条の 2 法第 9 条の 3 第 2 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第 1 項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設とする。

（縦覧等の告示）

第59条の3 区長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、規則で定める事項を告示するものとする。

(調査書の縦覧の場所及び期間)

第59条の4 調査書の縦覧の場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 足立区環境部(足立区役所内)
- (2) その他区長が必要と認める場所

2 調査書の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日の翌日から起算して30日間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第59条の5 意見書の提出先は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 足立区環境部(足立区役所内)
- (2) その他区長が必要と認める場所

2 意見書の提出期限は、第59条の3の規定による告示の日の翌日から起算して45日を経過する日までとする。

(環境影響評価との関係)

第59条の6 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前3条に定める手続を経たものとみなす。

(関係する市区町村の長との協議)

第59条の7 区長は、生活環境影響調査を実施した地域に足立区の存する区域に属しない地域が含まれているときは、当該区域を管轄する市区町村の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

付 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(提案理由)

生活環境影響調査結果の縦覧手続等について定める必要があるので、この条例案を提出いたします。